

第 64 回会合の議論を踏まえた
テレコムサービス協会 F V N O 委員会への追加質問及び回答

問 1 NTT東西は、光 IP 電話は、①利用者にとっての選択可能性、②事業者にとっての代替性、③事業者にとっての影響の度合いの各観点から、「競争環境に与える影響が少なくないもの」には該当しないという主張をされましたが、卸先事業者の立場から、主張内容に対する異見はありますか。

(佐藤構成員)

(答)

- 光 IP 電話につきまして、個人のお客様の契約数や利用率は低下しておりますが、法人・個人事業主のお客様の利用については低下しておらず、一定の利用が継続的にあります。
- NTT 東西様よりいただいている、「①利用者にとっての選択可能性」、「②事業者にとっての代替性」の部分も、法人・個人事業主で光回線を契約のお客様については電話番号の変更を行うことが難しい等の理由で、光 IP 電話を選択いただく割合が多いかと思えます。
- 上記をふまえ、法人・個人事業主のお客様へサービスを提供している卸先事業者としては、光 IP 電話の影響は多いと考えられるため、特定卸役務の対象に含めていただきたい。